

令和2年度
行政評価の概要

令和2年9月
葛飾区

はじめに

葛飾区では、厳しい行財政状況の下でも財政破綻を未然に防ぎ、新たな行政需要に対して適切なサービスを展開していくため、平成14年度から行政評価制度を導入し、行政の透明性・公開性の向上、説明責任の徹底、成果主義といった視点から、事務事業の見直しに取り組んできました。

平成14年度から19年度までは、事務事業を対象とした「事務事業評価」を実施し、事務事業の必要性・有効性・効率性等の視点から分析・評価を行い、廃止・縮小を含めた事務事業の見直しに取り組みました。

平成20年度から22年度までは、評価対象を施策に切り替え「施策評価」を実施し、施策に対する事務事業の貢献度・優先度の視点から分析・評価を行い、経営資源の適正配分を図ってきました。

このように9年間にわたる事務事業の見直しを行った結果、廃止・縮小する事務事業数も減少しており、行財政改革の断行という本区における当初の役割は一定程度果たされたものと考えられます。

しかし、行政サービスを取り巻く環境の変化に的確に対応していくためには、行政評価制度を活用した事務事業の見直しを継続する必要があります。

そのため、平成23年度からは、区民が利用する行政サービス単位である事務事業を評価対象とする制度に改め、より一層区民に対する説明責任の徹底を図り、さらなる成果の創出やこれまで以上に効率的・効果的な執行方法の実現に努めています。

この報告書は、令和2年度の行政評価の結果をとりまとめたものです。

目 次

1	葛飾区の行政評価制度	1
1	行政評価制度とは	1
2	行政評価制度の目的	2
3	評価方法	2
4	評価の流れ	4
5	結果の公表	4
2	令和2年度自己評価の結果	5
1	対象事務事業等	5
2	実施期間	5

<別冊>令和2年度自己評価の結果

評価表の見方

自己評価の結果

資料 令和2年度事務事業評価表、事務事業一覧表

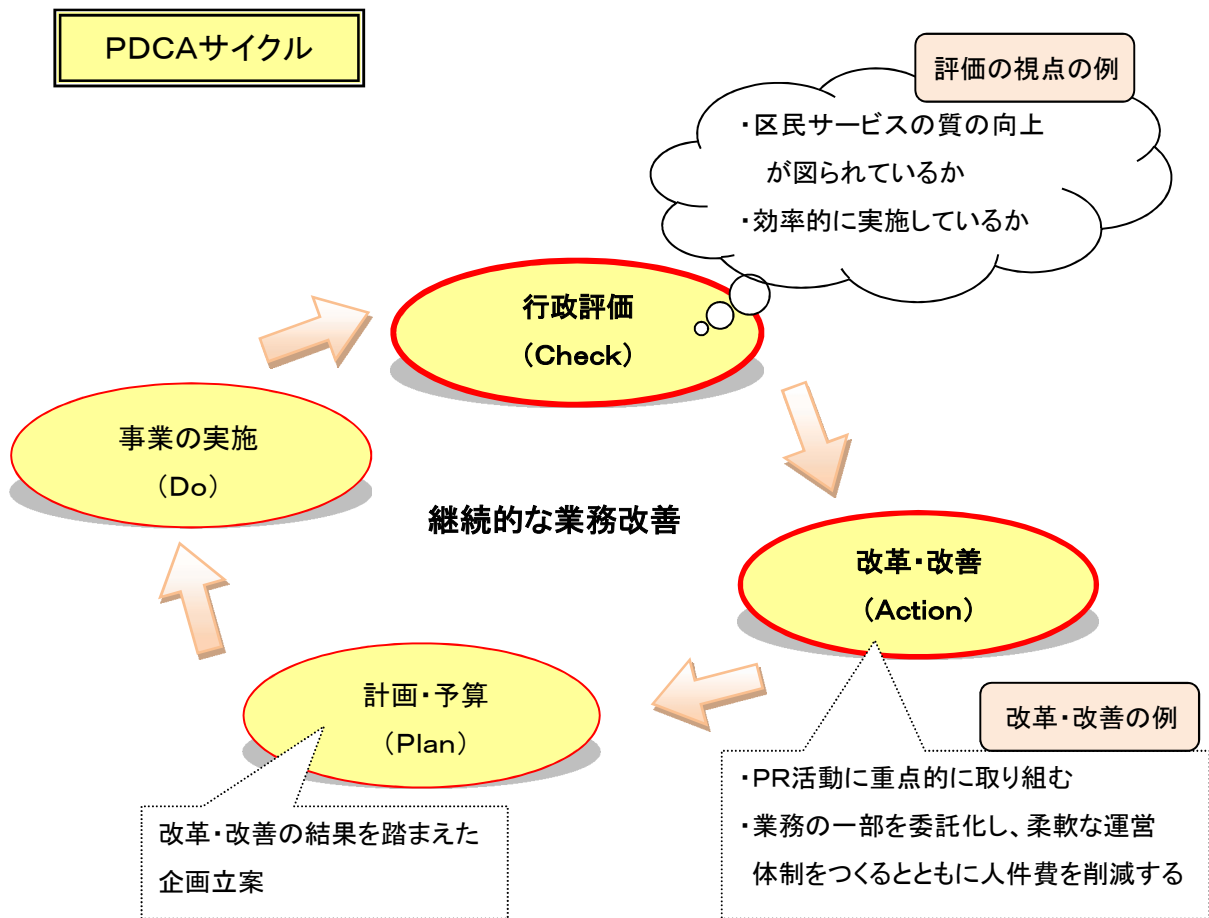
1 葛飾区の行政評価制度

1 行政評価制度とは

行政評価制度とは、区の仕事が「誰のために」「何を目的」としたもののなか、「いつまでに実現するのか」目的・目標を明確にしながら、その仕事「どれだけ区民の役に立っているのか」等を区民の視点に立って評価し、結果を改革・改善につなげる仕組みです。

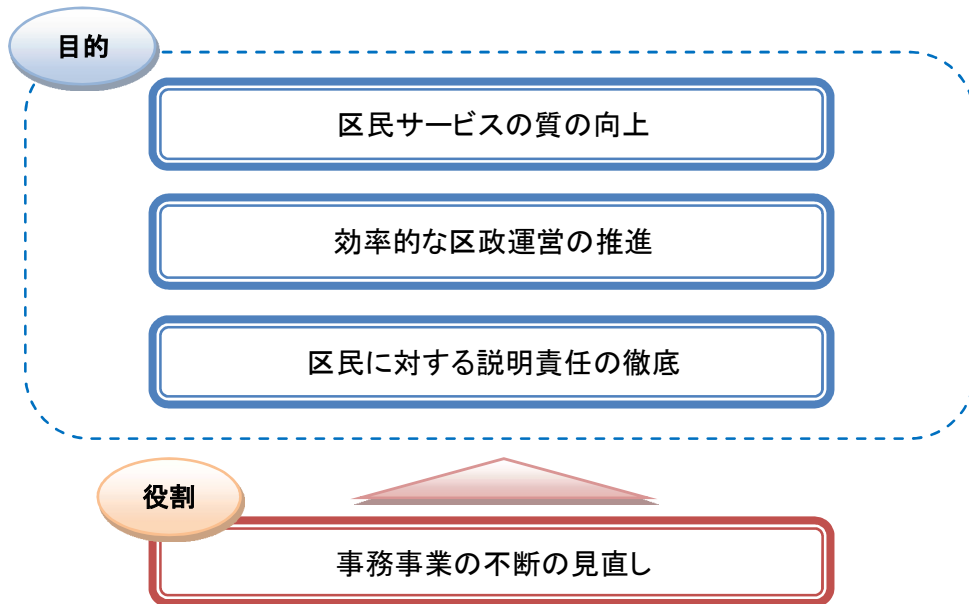
本区では、この行政評価制度を活用し、限りある行財政資源（予算・人員・情報・技術など）をより有効かつ適切に配分していくために、PDCA（Plan（計画・予算）－Do（事業実施）－Check（行政評価）－Action（改善・改革））サイクルを展開しています。

さらに、これらの内容を評価表に記載し公表することにより、区の現状を区民にわかりやすく説明することが可能となり、区民に対する説明責任の向上も図っています。



2 行政評価制度の目的

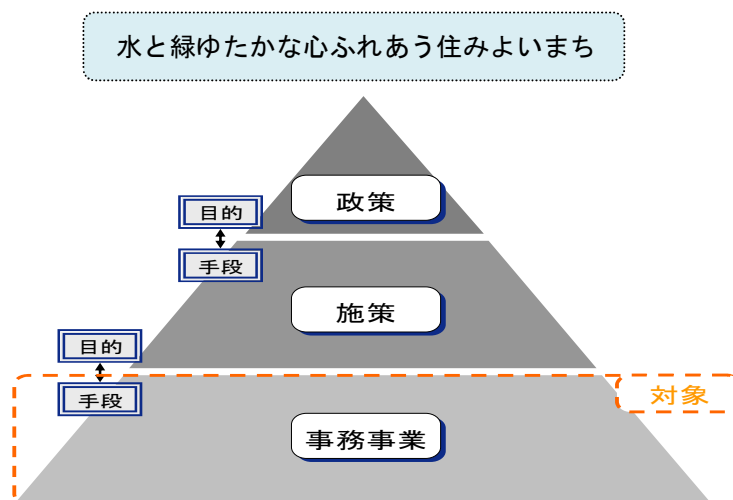
行政評価制度では、事務事業の更なる成果の創出や効率的・効果的な実施方法を目指すため、「区民サービスの質の向上」「効率的な区政運営の推進」「区民に対する説明責任の徹底」を目的とし、「事務事業の不断の見直し」に取り組んでいます。



3 評価方法

(1) 対象

本区が行う行政活動は、区の将来像である「水と緑ゆたかな心ふれあう住みよいまち」の実現に向けて、基本計画上の計画体系に合わせて、「政策—施策—事務事業」の3つに体系化されています。行政評価制度においては、計画体系における最小単位である事務事業を対象としています。



(2) 自己評価

すべての対象事務事業について、事業の実施状況やコストの把握を行っています。

さらに、「成果の向上・改善の余地が大きい」と判断する事務事業等については、指標の達成状況、コスト、事務事業を取り巻く環境や実施状況を、区民の利便性、財源配分、効率性や協働の視点等から分析・評価しています。分析・評価を実施する事務事業に該当するか否かは、以下のとおり区分しています。

【該当する事務事業】

- ① 成果指標を設定できる事業（計画事業を含む）
- ② 事務事業目的の達成のために、見直しの余地が大きい事業
（例）・区が実施するイベント系の事業
・相談・助言関連事業
・指定管理事業（指定管理者公募の1年前のみ評価）
- ③ 課題を抱えている事業

【該当しない事務事業】

- ① 毎年度方針を見直すことが困難な事業
（例）・高齢者・障害者への物品助成等の助成事業
・イベントの助成事業
・物品の維持管理事業
・街づくり事業
- ② 事業を実施すること自体が課題解決に直結し、事業内容の見直しの余地が小さいもの
（例）・表彰、貸付、調査、補償、保険関連の事業

※該当／非該当の区分は、毎年度精査する。

(3) 外部評価

区民の視点を確保し、評価の客観性を高めるため、区民参加の行政評価委員会を設置しています。

※令和2年度においては、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、中止としています。

4 評価の流れ

対象事務事業の所管課において、過年度の実績情報を把握し、「事務事業評価表」及び「事務事業一覧表」に記載します。さらに、分析・評価を実施する事務事業については、実績状況に対する評価と多角的な視点からの分析に基づいて今後の方向性を検討し、「事務事業評価表」に記載します。

行政評価委員会の評価対象として選定された事務事業については、当該委員会において区民による評価を実施します。

作成した評価表等については、区公式ホームページや図書館等にて公表します。

それぞれの評価結果をふまえて、事業改善・事務改善等を検討し、予算編成や組織整備等に反映させます。

評価表の作成者等は次のとおりです。

「事務事業評価表」及び「事務事業一覧表」については、事務事業の担当職員が作成し、所管課として公表します。

「事務事業評価表」のうち、「実施状況に対する評価」及び「今後の方向性」は、所管部として公表します。

5 結果の公表

行政評価の結果は、10月（予定）より、区公式ホームページ、区政情報コーナー（区役所3階304番）及び図書館（地区図書館を除く）でご覧いただけます。

2 令和2年度自己評価の結果

1 対象事務事業等

令和元年度に実施したすべての事務事業のうち、庶務事務等を除く 934 事務事業を評価対象としています。このうち、「成果の向上・改善の余地が大きい」と判断するもの等（467 事務事業）については、分析・評価を実施しました。

2 実施期間

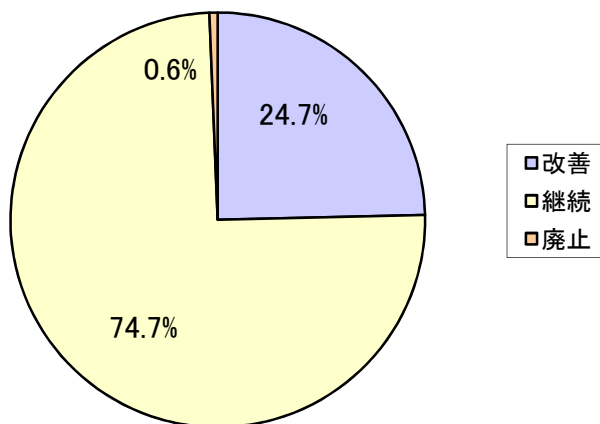
令和2年6月1日～7月3日

(参考) 令和2年度自己評価における「今後の方向性」の傾向

分析・評価を実施する事務事業については、「事務事業評価表」において「今後の方向性」を選択肢（「改善」、「継続」あるいは「廃止」）より選び、具体的な内容を記載しています。

自己評価の結果、約4分の1の事務事業で何らかの「改善」を図ろうとしており、「継続」が約4分の3となっています。

図 今後の方向性の内訳



区分	定義	事務事業数	比率 (%)
改善	サービス内容や事業の実施方法（主体・プロセス）等何らかの見直しを検討し、実施するもの	115	24.7
継続	現行のサービス内容や事業の実施方法を継続するもの	349	74.7
廃止	事業を廃止するもの	3	0.6
合 計		467	100.0